

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団 第3回臨時理事会議事録
(書面による決議の省略及び書面による報告の省略)

1 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

第1号議案 大会の準備運営に係る業務委託契約の締結について(その1)

第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025 競技会場【多摩エリア(バドミントン、ボウリング、レスリング)】運営業務委託の契約について、入札の結果、契約候補者(落札者)である株式会社京王エージェンシーと契約を締結する。

第2号議案 大会の準備運営に係る業務委託契約の締結について(その2)

第25回夏季デフリンピック競技大会東京2025 競技会場【静岡エリア(自転車競技(ロード・マウンテンバイク))】運営業務委託の契約について、入札の結果、契約候補者(落札者)である博報堂DYスポーツマーケティングと契約を締結する。

第3号議案 協賛契約の締結について

株式会社アシックスと協賛契約(トータルサポートメンバー)を締結する。

2 理事会の決議があったものとみなされた事項を提案した理事

理事長 塩見 清仁

3 理事会の決議があったものとみなされた日

令和6年12月20日(金)

4 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

第1号報告 協賛契約の状況等について

第2号報告 東京2025デフリンピックの収入内訳について

第3号報告 東京2025デフリンピック開閉会式について

5 理事会への報告を要しないものとされた日

令和6年12月17日(火)

6 議事録の作成に係る職務を行った理事

理事長 塩見 清仁

令和6年12月17日理事長塩見清仁が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会の決議の目的である事項について、上記内容の提案書を発し、当該提案につき令和6年12月20日までに理事の全員から書面により同意の意思表示を、監事の全員から書面により異議がない旨の意思表示を得たので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第96条及び当事業団定款第33条2項の規定に基づく決議の省略の方法により、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなされた。

また、同じく令和6年12月17日、理事長塩見清仁が理事及び監事の全員に対して、書面により理事会に報告すべき事項について通知を行ったため、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第197条において準用する同法第98条及び当事業団理事会会議規程第12条の規定に基づく報告の省略の方法により、当該事項は理事会への報告を要しないものとされた。

上記のとおり、理事会の決議があったものとみなされた事項及び理事会への報告を要しないものとされた事項を明確にするため、本議事録の作成に係る職務を行った理事が記名押印する。

令和6年12月25日

公益財団法人東京都スポーツ文化事業団